

江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和4年3月8日市長決裁）第6条第2項の規定に基づき、江別市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江別市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理、評価等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (3) 江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）に関する次に掲げる事項
  - ア センターが実施する事業の運営方針に関すること。
  - イ センターの事業計画に関すること。
  - ウ センターが実施する事業の評価及び監督に関すること。
  - エ その他センターの事業の実施に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 成年後見制度に関する専門的な知識を有する者
- (3) 高齢者、障がい者等の相談支援に携わる者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第5条** 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課及び介護保険課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱附則第2項の規定による廃止前の江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱（平成29年10月16日市長決裁）第6条第1項の江別市後見実施機関運営協議会により行われた行為は、この要綱の施行の日以後においては、協議会が行ったものとみなす。

（委員の任期の特例）

3 この要綱の施行の日から令和4年5月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

（会議の招集の特例）

4 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。